

旅費規則

第1章 総則

第1条（目的）

この旅費規則（以下「規則」という。）は、職務のために旅行する会長、副会長、理事、アドバイザー及び職員（以下「旅行者」という。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 旅費及び旅行命令

第2条（旅費の種類）

旅費の種類は、航空賃、船賃、車賃、鉄道賃、日当、宿泊料、食卓料及び支度料とする。

- (1) 航空賃は、路程に応じ実費により支給する。
- (2) 船賃は、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (3) 車賃は、路程に応じ実費により支給する。
- (4) 鉄道賃は、路程に応じ実費により支給する。
- (5) 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- (6) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- (7) 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- (8) 支度料は、本邦から外国へ出張について、定額により支給する。

2 県内旅行とは、沖縄本島及び沖縄県に属する離島に旅行することをいう。

3 県外旅行とは、沖縄県以外の都道府県に旅行することをいう。

4 外国旅行とは、本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄及びこれらに附属する島の存する領域をいう。）以外における旅行をいう。

第3条（旅行命令）

旅行は会長若しくはその委任を受ける者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電話、電信、郵便の通信による連絡手段によって職務の円滑な遂行を図ることができない場合でかつ予算上、旅費支出可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申

請に基づき、これを変更することができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又は変更することができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し又はこれを変更した場合にはできるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は規則で定める。

第3条の2（旅行命令に従わない旅行）

旅行者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更をせず又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第4条（旅費の計算）

旅費は、最も経済的な通常の経路により計算する。ただし、職務の都合上又は天災地変、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

第5条（料金を要しない乗り物による旅行）

協会の車その他料金を要しない乗り物により旅行したときはその部分の料金は支給しない。

第3章 旅費の支給

第6条（旅費の支給）

職員が職務のため旅行するときは、下表により旅費を支給する。ただし、県外旅費については、打切旅費（航空賃、鉄道賃、船賃、車賃は含まない。）を支給する。

(1) 県内旅行の旅費

航空賃	船賃 (1等)	車賃	宿泊料 (1泊につき)
実費	実費	実費	9,000円

(2) 県外旅行の旅費

航空賃	鉄道賃 (特急座席指定)	船賃 (1等)	車賃	打切旅費 (日当含む)
実費	実費	実費	実費	14,000円

(3) 外国旅行の旅費

航空賃	鉄道賃 船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1日につき)	支度料
実費	実費	実費	4,200円	13,600円	5,600円	60,000円

(4) 備考

- ① 食卓料は、運賃に食事代及びこれに伴う雑費が含まれない場合に支給する。
 - ② 支度料は、外国に出張を命ぜられた者が過去1年以内において支度料の支給を受けたことがある場合は支給しない。
 - ③ 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。
- 2 旅行命令を受けた者がその出発前に旅行命令を取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、その者の損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 3 旅行者が、旅行中交通機関等の事故又は天災により、支給を受けた旅費額の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費として支給することができる。

第7条 (概算払い)

旅費は概算払いすることができる。

- 2 旅費の概算払いを受けた者は、帰任後速やかに精算しなければならない。

第8条 (赴任旅費)

村外より就職のため赴任する場合には、旅費を支給することができる。

第9条（旅行期間の延長）

旅行中やむを得ない事情により予定日数を超えるときはその事由を具し、あらかじめ旅行命令権者に申し出なければならない。

第10条（休職、解職の場合の旅費）

旅行中休職、解職となり又は死亡した者に対しては、帰還のための旅費を支給する。ただし、刑事裁判又は懲戒処分による者はこの限りでない。

- 2 死亡した場合の旅費は遺族に支給する。

第11条（減額支給等）

長期間の研修、講習、訓練等旅行の性質又は特別の事由により必要があると認められるときは、旅行命令権者は、旅費の定額を減じ、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 旅費の一部を他の者（旅行命令権者以外の者をいう。）から支給される場合は、旅行者の受けるべき旅費から減じて支給する。
- 3 旅費の全額を他の者から支給される場合は、旅費は支給しない。

第4章 会計年度

第12条（会計年度の区分）

両会計年度にわたって旅行するときは、年度ごとに区分して支給する。

附 則

第1条（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。